

## 議 第 6 号 議 案

集团的自衛権行使容認の閣議決定を具体化した法案の提出に抗議する  
意見書の提出について

集团的自衛権行使容認の閣議決定を具体化した法案の提出に抗議する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成27年5月15日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 大 谷 順 子

賛成者 同 川 畑 勝 弘

賛成者 同 小 川 匠

賛成者 同 寺 田 玲

### 提 案 理 由

憲法第9条を守る立場から、集团的自衛権行使容認の閣議決定を具体化した法案の提出に抗議する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化した法案の提出に  
抗議する意見書

政府は集団的自衛権行使容認に基づく法案を閣議決定し、国会提出を強行しました。その内容は、既存の海外派兵法制と有事法制の、合計10本をまとめて改定する一括法「平和安全法制整備法」と、いつでもどこでも他国軍の戦闘支援に派兵する新法、「国際平和支援法」です。

「平和安全法制整備法」は、歴代政府が50年以上にわたって「憲法第9条違反」としてきた集団的自衛権行使の法制化をはじめ、自衛隊海外任務の拡大まで多岐にわたります。「国際平和支援法」はアフガニスタン戦争やイラク戦争に特別措置法でその都度対応してきた方式をやめ、恒久法で自衛隊派兵先・期間・活動内容を、時の政府にゆだねるものです。

法律の名称は「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」と名付けられても、自衛隊の「戦闘地域」での他国軍の軍事支援、形式上「停戦合意」がなされてはいても戦乱が未だ続いているような地域での、武器を使っの治安維持活動、日本が攻撃されていないにもかかわらず米国がする戦争への参戦が明確に想定されており、自衛隊員を戦争によって殺し殺される場に行くことを強制する法案であることは明らかです。

法案の国会提出は、政府が憲法第9条を壊す行為であり、日本を「戦争をする国」に変える歴史的な重大事態です。

よって、富士見市議会は、政府が集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化した法案を提出したことに対し、強く抗議します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年5月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

法務大臣 上川 陽子 様

外務大臣 岸田 文雄 様

防衛大臣（安全保障法制担当） 中谷 元 様